

参議院法務委員会會議録第十四号

昭和三十七年三月二十二日(木曜日)
午前十一時九分開会

委員の異動

本日委員秋山俊一郎君辞任につき、その補欠として村山道雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松野 孝一君
理事 井川 伊平君
亀田 得治君
大谷 肇君

委員

井野 碩哉君
野上 進君
林田 正治君
村山 道雄君
高田 なほ子君
赤松 常子君
辻 武壽君

国務大臣

法務大臣 植木 庚子郎君

政府委員

法務省民事局長 平賀 健太君
法務省訟務局長 浜本 一夫君
事務局側

常任委員

会専門員 西村 高見君

本日の会議に付した案件

○民法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣送付)

付、予備審査)
○連合審査会の開会に関する件

○委員長(松野孝一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

本日は、まず民法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き、質疑を続行いたします。ただいま平賀民事局長が出席しておられます。御質疑のおありの方は、順次御発言下さい。

○井川伊平君 前回、私の質問したことに對しまして答弁を延ばしたものがあつた。本日承れば、それを承りたいと思ひます。

○政府委員(平賀健太君) 前回御説明いたしました中に、訂正を要する事項がござつたが、訂正を申し上げたいと思ひます。

訂正を要します事項は、まず二点ござつた。第一点は、井川委員の御質問で、民法三十条の危難失踪に関する規定の中に、失踪期間の起算点として、戦争終了のときというのがござつたが、その戦争の意義につきましても、私、局地的な戦局をいうのであるというふうに御答弁申し上げましたところ、あれは間違ひでございました。

訂正をいたします。やはり井川委員の仰せのように、戦争全体が終了したとき、それから、講和条約というふうな正式の形式的な手続が必要でないけれども、事実上その戦争がやはり終わったとき、全体として終わったときと解

釈するのが正当であるようにございませう。

それから、第二点といたしましては、前回、検事が失踪宣告の取り消しの請求ができるかという御質問でございまして、場合によつてはできるのではないか。たとえば、失踪宣告を受けた者が現に生存いたしておりまして、それが犯罪を犯して検事が起訴するという場合には、まず失踪宣告を取り消すのが妥当ではないかというように申す申し上げましたが、あの設例は適當でございませう。あれは取り消しをいたしたいと思ひます。現行法の解釈としては、どうも検事が利害関係人というところで失踪宣告の取り消しの請求をする場合というのは、ちよつと考へつかないでございませう。そういうわけで、失踪の宣告を受けた者が現に生存をしておる。ところが本人も、法律上の利害の關係ある他の者も、だれも失踪宣告の取り消しをしないという場合、なるほどこれは困るわけございまして、家庭裁判所の職権とか、あるいは検察官に失踪宣告の取り消しの申し立て権を与える、それくらい公益上の強い必要があるかどうかという点につきましても、若干疑問がないわけでもございませうけれども、現に生存しておつて、だれも失踪宣告の取り消しをしないということになりますと、やはり全般的に見まして、あちこち不都合がでてくるのではないかと申すことも考えられますので、現在なお、民法の全面的な改正につきましては、法制

審議会におきまして検討いたしておるおきからでもございませうので、今後の問題といたしまして、その点は検討させていただきますと思ひ次第でございませう。

○井川伊平君 お答えは、すべて了承いたしました。ただ一点お伺いしておきたいのは、ただいまのお話の中にもありましたが、民法の根本的な改正についての検討が昭和二十九年以来行なわれておるといふこととございませうが、現在どの程度にその作業は進んでおるか。そして大体現在の見通しでは、いつごろまでにその作業は終わるのであるか。また、現在のその作業の内容についていへば、非常な大きな大改革というものが行なわれるものがあると思へば、それは、どういふ点についてそういうことが問題になつておるか。この三点をお伺いしたいと存じます。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せのとおり、法務省におきましては、昭和二十九年以来、法制審議会において民法の全面改正を検討いたしておるでございませう。まず、身分法のほうから先に手をつけまして、少しくれてまして、財産法關係に手をつけたのでございませう。ところが、何分問題が非常に広範でございまして、新民法ができました際には、財産法の部分には全然手がつけてございませうし、身分法のほうにおきましても、民法上の家族制度の廃止ということに重点が置かれまして、その他の根本問題につきまして

は、改正がされてない部分が少なくなつてございませう。

そういうわけで、法制審議会の民法部会、その民法部会に設けられておりますところの小委員会も、数十回にわたつて開かれまして、身分法の關係で申し上げまして、親族編の全般を検討いたしまして、最近相續編のほうに入つたところでございませう。

親族編のもとは、一体どういふ点が問題になつておるかとお申上げますと、ごくかいつまんで申し上げますと、非常に問題点が多岐にわたつておるのでございませうが、たとえば、内縁關係と關連いたしまして、事實婚の問題をどう処理するか。これは、もうずっと以前から、戦前から問題になつておつた問題でございませう。それからまた、協議離婚の制度、妻の知らない間に離婚をされておるといふような例がやはり間々ありまして、日本の協議離婚の制度は、現在のままでいいかどうか。それからまた、裁判離婚による離婚と、それから、家庭裁判所の調停あるいは審判による離婚というふうな裁判離婚と、二つにわけられておりますが、この離婚のあり方はこれでいいだろうか。特に家庭裁判所が非常に大きな働きをしなくてはならぬ。現在においては、人事訴訟手続法によつて、地方裁判所で原告、被告対立して、訴訟手続によつて離婚をするというものが、はたして事柄の実感に即するものであらうかどうか、家庭裁判

所が、訴訟手続と違つた別個の手続で離婚というものをさせるということのほうにより適当ではなからうかというようなことが、裁判離婚につきましても問題になっておるわけでございます。それからまた、親子関係の部門におきましては、嫡出推定という規定があるわけでございますが、現行法の嫡出推定の規定はあれでいいのだろうか。婚姻成立後三百日以内に生まれた子供で、これは内縁関係から生まれた子供であれば法律上嫡出の推定は受けないけれども、大審院の判例でもって、これは当然の嫡出子だというような判例もあるわけで、そういう点も、やはり立法の中にも織り込むべきではなからうか。あるいは現在の嫡出否認の制度、これはたして適当であらうか。父親のみが否認ができるというような制度がはたして適当かどうか。それからまた、認知につきましても、現在のうちに、事実上の父の意思を求める認知の裁判によつて、あるいは認知の意思表示によつて親子関係が創設されるというような制度がはたして適当であらうかどうか。むしろこれは、事実関係そのものによつて決定すべきではなからうかというような意見もあるわけでございます。それから、養子制度につきましても、前回井川委員の御質問のような、死亡養親との離縁は、家庭裁判所の許可を受ければ離縁もできる、こういう制度がはたして適当かどうか。それからまた、現行法では、養子にならうとするものが夫婦である場合には、一緒に縁組みをしなくてはならないというふうなことになるが、あれもはたして適当であらうか、そういうわけで、これはごく一部

の例でございますが、親族編全般にわたつて非常に問題が多い、根本的な問題が多いのでございます。小委員会におきましても、非常に熱心に、前後六、七回にわたつて審議を続けたのでございますが、いろいろの意見が出まして、まだ結論的なものが出てないという状況でございます。それからまた、相続につきましても、まだあまり審議が進んでおりませんが、相続人の範囲は現行法どおりでいいかどうか。それから、農業資産の相続に關しては、またいろいろ別な問題がある。これはまた、詳細な検討がまだなされておりませんけれども幾多の問題が相続編にもあるわけでございます。

それから財産法のほうにおきましても、一番實際上問題になっておるといふところで、抵当権の規定から手をつけたのでございます。御承知のとおり、根拠であるいは譲渡担保というような制度が、これは判例、それから實際上等において認められておるわけでございますが、民法にはこういう規定がない。こういうものを一体どうするか。ところが、この財産関係につきましてだんだん審議をしていきますうちに、借地借家法は現行法どおりでいいか。借地借家法に手をつけたのでございます。一応の私も事務当局の試案というふうなものができたのでございまして、これは非常に影響するところが大いので、慎重に検討する必要がありますうちに、実は建物の区分所有関係がもっと切実な問題ではなからうか。これは、利害の対立というよりも、借地借家関係ほどそう深刻ではあ

りませんし、現実に区分所有建物というものが、最近のようにふえて参りますと、早急にこれは立法化いたしました、民法の現在のような規定だけで、解釈でまかなうというところは、種々都合が生ずるのではなからうか。現に生じております関係で、まず区分所有関係が先決であらうというところになりまして、財産法の関係では、一番緊急を要するものとして、区分所有関係を取り上げまして、目下提案になっておりますところの建物の区分所有等に関する法律案となつたわけでござい

ます。そういうわけで、民法全面の改正は、こういうふうな非常に大きな根本問題がございまして、なかなかその結論が出にくいという状況でございます。したがって、この全面改正がいつ実現するかということでございますが、現在のところは、私も私どもといたしましては、大体何年後という見当がまだつかぬ状態でございます。相当長期にわたるのではないかと。そういうわけで、身分法のほうにつきましても、さしあたって緊急を要するものと思ふれることを取り上げて、今回御審議をお願い申し上げておるわけでありま。今後におきましても、法制審議会におきまして結論を得た問題がございまして、それが緊急を要することでございます。それから、一度に全面改正ということでは、その分だけでもいいのじゃないか、御審議をお願いするほうが妥当かというふうに考えている次第でございます。

民法の改正に関する作業を法制審議会でおやりになつておるようですが、根本的な立場といえますか、それはどういうことになつておるのですか。○政府委員(平賀健太郎) 根本的な立場、これはいろいろ考え方があるかと思ふのでございますが、私も私どもといたしましては、新民法によつて改正されました一大眼目は、何と申しまして、旧法の家の制度を廃止するという点に主眼が置かれたわけでございまして、ところが、私どもの感じから申しますと、家の制度の廃止というのは、理念的と申しますか、観念的と申しますか、そういう点で非常に大きな改正なのでございまして、実際上の日常生活、家族関係におきましては、もつと切実な問題があるのではないかと。ただいま例として申し上げましたような離婚の制度の問題、こういうものはどうあるべきか。実際現実に困つておりますのは、家族制度がどうか、家がどうとかいうことよりも、むしろ、法律制度としては、離婚の手続の問題、そういうふうなところに実は問題があるわけなんではないかと。ところが、肝心のそういう日常生活に特におきまして、多くの人が困つておる、そういう問題につきましても、実は新民法はあまり手を触れていない。そういうところをやはり今度根本的に検討して、ほんとうに現実の必要に即応したような制度を作るべきではないか。ほんとうに困つておる人が救われる改正というものを考えるべきではなからうか。私も、この全面改正の主眼はそういうところに置くべきものではないかというふうに考えております。しかしこれは、見る人の

見方によりまして、男女同権というものを徹底させるべきである、あるいは家の制度の廃止を徹底させるべきである、そういう見地からすべきであるという見方もあるかと思ひます。それも一つの考え方、そういう面もあるかと思ひますけれども、私も私ども事務局といたしましては、むしろ現実の多くの人が困つておる、これは何とかならないか、そういう点をやはり探して出して、それを改めていく、困つておる人が救われる、そういう改正をすべきではなからうかというのが私どもの根本の考え方でございます。

○龜田得治君 法律の改正は皆そういうものでしょうけれども、そういういたしますと、現在の民法と合わない現実のある面ですね。そういうところを拾い上げて、現状に合うように検討していく、そういう理解でいいわけでしょうか。

○政府委員(平賀健太郎) 現状に合うと申しますか、現実の必要に應ずるものと、そういうふうに考えておる次第でございます。

○龜田得治君 そういう際に、たとえば、家族制度の廃止があつたから現状に合わないような面が出ておるわけでもないわけでは、先ほどから御指摘になつたような問題は、これは、家族制度廃止以前から起きておる問題でもあるわけですね。だから、家族制度が廃止になつたというふうな点にあまりこの重点を置かれますと、結局また、その復活といったような意識が何となく動いてくる。こういうふうなことがありまして、そこでいろいろ各個人の扱いにおいて混乱も起ってくるのじや

ないかと思うのですが、その辺のところは、どういふふうに理解されておるのでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 私どもの考へ方では、旧法の家の制度は、もう戦前から現状に合わなかった点が多々ある。新民法におきましては、あの旧民法の家の制度が廃止になったというところは、あれはあれでいいのじゃないか。これをまたどういふふうには、法務省としては全然考へていないわけでございます。ただ家の廃止以外の点、たとえば、先ほども申し上げましたように、離婚の手續がどうあるべきかというふうな問題、そういう根本問題、もっと切実な問題が、実は新民法のときは、非常に急いだ関係もありまして、十分に検討されていなくて、そういう問題を取り上げていくべきではなからうかというのが私どもの考へ方でございます。家族制度を復活させるというふうなことはちよつと関係がないのじやないかと思うのでございませう。

○龜田得治君 そういうことなら大体いいわけですが、もう一つ念を押しておきますが、たとえば、憲法第二十四条ですね。両性の関係についての基本的な規定というものがあつたわけですが、私は、こういうこれはこれとして、やはり大きな意味があるわけですから、ことに日本の社会における実際の動きから見ますと、非常にこれは大事の規定だと私は思うのです。しかし、実際の親族制度なり、そういうことになりまして、基本的にはそういうことであつても、家族といふ感じが、家庭といふ感じが、いろいろそういう点を考慮して、具体的な制度というものは作られなければならぬ点が多々あると思うのです。そういう点は、実際に合うように御検討になるのは、私はけっこうだと思ふのですが、たとえば、憲法第二十四条のようなものに何か疑問を持つておるといふふうな立場で扱われまうと、相当問題があると思つてお聞きしたわけですが、まあそういう点は、法制審議会等で、特に憲法第二十四条それ自体を問題にしていると、そういうことはいいわけですね。

○政府委員(平賀健太君) 法制審議会におきましては、憲法第二十四条をどういふふうなことはございませぬ。憲法第二十四条のこれは大原則でございまして、あの原則に基づくものでなくて、はならぬことは当然だろうと思ふのでございませう。

○龜田得治君 それでは、本法について若干お尋ねをします。大事な点については、井川委員からすでにお尋ねになつたように聞きますので、重複しないように、二、三だけお聞きするわけですね。その一つは、いわゆる危難失踪についての改正を今度おやりになつたわけですが、それ以外の不在者の生死分明でない、いわゆる普通の失踪ですね。そういう場合については、今度手を触れておらぬわけでは、現行法で失踪期間七年というものが要件になつてゐるわけですが、この七年というものからお尋ねするわけですが、従来の例といたしまして、失踪宣告後に本人が現れたと、そういうふうな事例ですね。こういうものはどの程度あるわけでしょうか。資料はいただいておりますが、これでは必ずしもはつきりわかりませんが……。

○政府委員(平賀健太君) お手元に提出いたしております資料の第一ページでございまして、この一ページの二段目のところに、既済事件の数字が出ておりますが、ここに取り消し件数の内数が出ております。まあ多少はやはり取り消しの事例があるようでは、戸籍事務の監督をしてゐる関係で、よく例に出てきますのは、現在では戦時死亡宣言といつておられますが、要するにこの危難失踪、戦地でなくなつた場合は、特別に戦時死亡宣言というふうな、まあ失踪宣告と同じでございませうけれども、こういうふうな言葉を使つておられますが、それが死んだと思つたのが、実は生還したというふうなことで問題になる例が若干あつたように記憶いたしておられます。

○龜田得治君 この第一表の中で、既済のところのカッコのところは取り消しの件数のようですが、たとえば、その右のほうで、却下とか取り下げとか、こういうふうなものが出ておられます。これは大体どういふ性格のものでしょうか。やはり裁判所に、七年間たつても出てこないからというのと、宣告の申し立てをしたんだけれども、その後出てきた、こういうことがおそろく多いんじゃないかと思ひますが、それはどういふことでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) この却下または取り下げの具体的な内容は、ちよつとここではわかりませんが、仰せのような、実は生存しておつた、あるいは死亡が確認されたというふうな場合もあるかと思ひます。あるいは、却下の中には、申立権者でない者が申し立てたというふうなものもあり得ると思ふのでございませう。

○政府委員(平賀健太君) 私どもの考へ方では、旧法の家の制度は、もう戦前から現状に合わなかった点が多々ある。新民法におきましては、あの旧民法の家の制度が廃止になったというところは、あれはあれでいいのじゃないか。これをまたどういふふうには、法務省としては全然考へていないわけでございます。ただ家の廃止以外の点、たとえば、先ほども申し上げましたように、離婚の手續がどうあるべきかというふうな問題、そういう根本問題、もっと切実な問題が、実は新民法のときは、非常に急いだ関係もありまして、十分に検討されていなくて、そういう問題を取り上げていくべきではなからうかというのが私どもの考へ方でございます。家族制度を復活させるというふうなことはちよつと関係がないのじやないかと思うのでございませう。

○龜田得治君 それでは、本法について若干お尋ねをします。大事な点については、井川委員からすでにお尋ねになつたように聞きますので、重複しないように、二、三だけお聞きするわけですね。その一つは、いわゆる危難失踪についての改正を今度おやりになつたわけですが、それ以外の不在者の生死分明でない、いわゆる普通の失踪ですね。そういう場合については、今度手を触れておらぬわけでは、現行法で失踪期間七年というものが要件になつてゐるわけですが、この七年というものからお尋ねするわけですが、従来の例といたしまして、失踪宣告後に本人が現れたと、そういうふうな事例ですね。こういうものはどの程度あるわけでしょうか。資料はいただいておりますが、これでは必ずしもはつきりわかりませんが……。

○政府委員(平賀健太君) お手元に提出いたしております資料の第一ページでございまして、この一ページの二段目のところに、既済事件の数字が出ておりますが、ここに取り消し件数の内数が出ております。まあ多少はやはり取り消しの事例があるようでは、戸籍事務の監督をしてゐる関係で、よく例に出てきますのは、現在では戦時死亡宣言といつておられますが、要するにこの危難失踪、戦地でなくなつた場合は、特別に戦時死亡宣言というふうな、まあ失踪宣告と同じでございませうけれども、こういうふうな言葉を使つておられますが、それが死んだと思つたのが、実は生還したというふうなことで問題になる例が若干あつたように記憶いたしておられます。

○龜田得治君 この第一表の中で、既済のところのカッコのところは取り消しの件数のようですが、たとえば、その右のほうで、却下とか取り下げとか、こういうふうなものが出ておられます。これは大体どういふ性格のものでしょうか。やはり裁判所に、七年間たつても出てこないからというのと、宣告の申し立てをしたんだけれども、その後出てきた、こういうことがおそろく多いんじゃないかと思ひますが、それはどういふことでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) この却下または取り下げの具体的な内容は、ちよつとここではわかりませんが、仰せのような、実は生存しておつた、あるいは死亡が確認されたというふうな場合もあるかと思ひます。あるいは、却下の中には、申立権者でない者が申し立てたというふうなものもあり得ると思ふのでございませう。

○龜田得治君 これは、ぜひちよつと研究をしてもらいたいと思ひます。失踪宣告をされまうと、結局、効果として考えられるものは、婚姻関係、それから財産などの移動の関係でしう、大きな問題は、しかし、二十才ぐらゐまででしたら、婚姻関係の問題といふものは、まあほとんどないのが普通でしう。だから、そういう点から、早く物事を処理しなければ困るというところは考えられぬわけでしょう。それから財産のほうは、せつかくおやじなどが死んだりした関係で、どういふ関係になるか、今、設例としてよくわかりませんが、財産のほうも、そういう若い人のためには、しばらく浮動的状态があつても、私はいいのではないかと感じます。将来のある若い人にせつかく帰属すべき財産が、七年間ないために、もうふいだ、まあふいにもならない。現われてきて取り消せば、ある程度また取り返し法上は若干できるわけですが、しかし、それはむずかしいことになるわけですね。そんなに急いで財産関係というものを始末をつけてしまふ必要は私はないかというふうな感じがするわけですが、まあ従来の実例等から見まして、やはりもう少し若い人についての失踪宣告というものは、期間を延ばしたほうがいいんじゃないかといつたような経験なり実例等があれば、結論は別として、ちよつと御披露をお願いしたいと思ふのです。

○政府委員(平賀健太君) 先ほど申し上げましたように、この点につきましては、特にこの制度を運用いたしたいというところで、改正の意見というものは別に出ていないわけでございますけれども、仰せのようなことも考えられないわけではございませぬ。なお、二十才未満というふうなことになります

と、亀田委員も仰せになりましたように、婚姻関係というのは考えられない。だから、若い未亡人が残って、早く再婚したいという人もあり得ないわけだ。また、財産関係などにつきましても、これはそう急ぐほどのこともない。大抵家族の人は、生存を信じま

して、やがて帰ってくるだろうという事で待っているのが普通の人情でございまして、たとえば、家を出てから七年たつたら直ちにということには普通ならないので、これも、統計の資料をここに持ってきてございませぬけれども、普通は、やはり七年とはございまして十年、十五年、二十年たつてからされる例が実際は多いのでございまして。そういう関係で、現行法七年となつておりましたが、実際問題としては不都合が生ずるという事は考えられないというふうにも考えられるのでございまして。しかし、これはなお、

○亀田得治君 前御研究願うわけですが、今の平賀さんのお答えからしても、七年いらないからすぐ申し立てするというのが実際は少ないという事であれば、なおさら実際に合うように法律改正を検討しているわけですから、やはり常識的な期間というものを待つてやるというふうには、法律自体もそういうふうにして置く。そうしませんが、あいつ、ちょっとにくいから、もう取り上げてしまえ、こういったようなまた悪だくみも出るわけでは、財産があればなおさら、そういう悪だくみをさせないというのが法律なわけ

すから、ひとつ十分検討をお願いしたいと思います。それから、資料の第一表を拝見いたしますと、昭和三十四年に四千五百五十一件という新受があるわけですが、急に三十四年にふえてきているわけですね。これは、何か特別な事業でもあるのでしょうか。それから三十五年、六年なども、やはりこういうふうなふえてきている傾向があるわけでは

○政府委員(平賀健太君) 昭和三十四年に急激にふえておりますのは、軍人軍族等遺家族援護法、あの関係で、死亡宣言という制度ができました、その関係で、援護金を遺族の人が、留守家族の人が受け取るという必要から、こういうふうな急激にふえたのじやないかと私思ひのうでございまして。

○亀田得治君 三十五、六年はどうですか。

○政府委員(平賀健太君) これは家事審判統計によりましたので、まだ三十五年、六年は統計が出ておりませんけれども、やはり三十三以前に比べると、かなり多いんじゃないかと私想像いたします。

○亀田得治君 相続人の不存在の場合の財産の処理の問題については、ちょっと尋ねておきます。

この点も、すでにだいぶ重要な点について御質問があったようですが、せっかくこういうふうな死亡者に對する気持を考へて親切な規定を置かれたわけですが、そういうことであればですね。この特別な縁故者からの請求があった場合ということに限定しなくていいんじゃないかというふうに私たちが考えるんですが、本人自体がそれほど積

極的でなくとも、裁判所のほうで、特別本人と親しく、あるいは本人の意思をよく聞けば、ぜひその人に幾らかでもしてやつてほしいというふうな気持ちが推定できるような人がわかつておるような場合には、やはりそちらのほうに財産が帰属するように措置をとる。

○政府委員(平賀健太君) ただいまの点につきましては、実は、法制審議会におきましては、審議の過程におきまして、家庭裁判所が職権で与える道を開くべきではないかという意見も一部にはあったのでございまして。ところが、家庭裁判所が、職権で、こういう特別縁故者があるという事は普通わからぬわけではございまして、戸籍に出ているわけでもございまして、普通は、家庭裁判所がこういうことを知り得る機会というのはほとんどないと言つていいんじゃないか。それからまた、たまたま何かほかの事件との関連なんかにございましてわかつたという場合に、その者に職権でやるということにしました場合に、ほかにそれと同じ程度の特別縁故者がかりにいたといたしますと、それにはやらないで、たまわかつたものだけにだけやるということになつてはやはりどうも公平を失ふることになりはしないか。そういうこ

とも考えられるわけではございまして。そういうわけで、やはり申し立てをしてきたものについて、はたして特別縁故があつたかどうか、これに財産を与えることが適當かどうかというのを家庭裁判所が判断をして与えるということにするのが筋ではなからうか。家庭裁判所としては、やはり受けて立つていうことのほうがより適當ではなからうかという事になりまして、職権でいう道は設けなかつた次第でござい

○亀田得治君 この制度の根本的な考え方によつて違つてくると思ひますがね。この残つた財産をもちうことについて、特別縁故者がこの権利として主張するとか、まあ権利であらうがなからうが、そのことに重きを置けば、こういうふうな改正でいいかもしれませぬ。それも民事上のことですから、ひとつの筋だと思ひます。しかし、こういうふうにしたのは、せつかくの財産をすぐ国庫に帰属させるのはちよつとおかしい、死亡者の気持から考へて。そういう常識的なところから出てくるものじやないのでしょうか。私は審議の過程は知りませんが、この条文を見て、これはなるほど死亡者にとつて非常に親切なやり方だといふ感じが持つて見ているのですから、それならば、請求があつてもなくとも、ともかく家庭裁判所において、何らかの方法でわかつた場合には、その人に与えてやる、このほうが筋が通るように思ひます。たまたまわかつた人に与えるのだ、わからぬ人には与えないのだ、これは、そこに多少不公平があるかもしれないが、しかし、わから

ないのは、これはどうにもならぬわけでは、幾ら親切心があつてもね。だから、このわからぬところとの比較まではする必要があるものでして、死亡者の気持という点に重点を置くか、つまり権利の主張といふんですか、請求といふんですか、そういう手段的なことと重きを置いて考へるかというふうなことで違ひようになつて考へれば、死亡者の気持になつて考へれば、実際に与えてほしいと思ひ人が多少遠慮している。ところが、たいして関係のないものが横から出てきて、とにかくおれにくれと、あつかましく言つてきた。この条文でいいますと、家庭裁判所が、それはちよつとひどいなと思ひましても、遠慮しておるほうに与えるわけにいきませんしね。それでちよつとおかしいのじやないかという感じがするわけですね。

○政府委員(平賀健太君) 相続人がいない場合に、遺産の全部または一部を特別縁故者に与えるという制度は、国庫の建前は、私どもとしては、こういう相続人不存在財産というものはやはり国庫に帰属するというのが建前ではないかと、現行法と同じような建前であると思ひます。そういう遺産が生じたというの、やはり国庫のおかげといふんですか、そういう社会全体のおかげであるわけではございまして、国庫に帰属するといふことは決して意味のないことではない。十分意味のあることなものでございまして、したがつて、この特別な縁故者に与えるというの、国庫に全部帰属させるのは惜しいからくれとしまえという、そういう建前ではないと思ひますので、内縁

○政府委員(平賀健太君) 相続人がいない場合に、遺産の全部または一部を特別縁故者に与えるという制度は、国庫の建前は、私どもとしては、こういう相続人不存在財産というものはやはり国庫に帰属するというのが建前ではないかと、現行法と同じような建前であると思ひます。そういう遺産が生じたというの、やはり国庫のおかげといふんですか、そういう社会全体のおかげであるわけではございまして、国庫に帰属するといふことは決して意味のないことではない。十分意味のあることなものでございまして、したがつて、この特別な縁故者に与えるというの、国庫に全部帰属させるのは惜しいからくれとしまえという、そういう建前ではないと思ひますので、内縁

の妻が残つておるとか、そういうような場合に氣の毒であるということ、国庫に帰属する前に与えてはどうかという、そういう非常に氣の毒な場合があつて、これは配偶者と同じに、配偶者に準じて考へていい、家族同然に考へていい、そういう場合には、これは与えようという制度なのでございませう。その根本の建前問題。

それから第二は、実は手続の点が問題になるわけございまして、家庭裁判所が職権ですといひましても、これは、家庭裁判所としては、なるほど遺産の管理人を選任するとか、相続人捜索の公告をするとかという手続はございませうが、はたしてこれが特別縁故者があつたかどうかというふうな調査は、家庭裁判所としてはやらないわけなん、またやりましても、これはなかなかわかるものではないので、家庭裁判所が職権でその特別縁故者の有無を知り得る機会というものがなかなかないのでございませう。でありますから、實際問題としては、だれかがやつぱりこういう特別縁故者があるやうな場合、本人なりその他の者が家庭裁判所に申し出てくるということによつて初めて家庭裁判所はきつかけをつかんで、それから調査ということになるのが一般の場合だろつと思つてございませう。

そういういたしますと、家庭裁判所が、その申し入れがあつたというので、事実上の申し出があつたというので調査をします。特別縁故者なりやいなやを調査して事実上の申し出があつたというので調査をします。特別縁故者なりやいなやを調査しております。そうすると、またしばらくしてそういう申し出が出てきて、また現われる。はてしが

ない、きりがいい、いつまでたつてもけりがつかない、いつになつたら終止符が打てるか、次から次に申し立てが出てきて困ることになりやしないか。全部与えてしまふなら全部だれかに与えてしまふ、あるいは特別縁故者に該当する者がないということならいいというので、適当な時期に打ち切つて、けりをつけなければならぬのが、だんだんだらだらと、いつまでも手続が続きまして、終止符が打てないやうな事態が生ずるおそれがあるではないだらうか。何かやはり終止符を打たなければならぬ。この法律案におきましては、相続人捜索の公告の期間を満三カ月と、こういうふうな終止符を打つたわけございませうが、やはりこういう終止符を打たんと、どうしても請求を増す。それで、請求の期間を三カ月ということに区切るよりほかにないではないか。そういう手続上の関係もありまして、実は請求ということにいたしましたわけございませう。

○龜田得治君　まあ請求という条件をつけておけば、それは明確にはなるでしようがね。だから、請求という点ではこれは残しておいていいと思つて、よし。ただ、私の申し上げるのは、それと並行して、裁判所自体がもっと適切な者を知つた場合には、その者に対しては配れるということにしても差しつかえないわけですね。知れない場合には仕方がない。ただ、それを知るために改正法できめておるいろいろな期間をさらに延ばすとか、そんなことをする必要は私はないと思つて。たとえば、だれかが、おれが特別な縁故者だということ請求してきたとする。裁

判所がすぐその言ひ分を認めるわけではないわけでしょう。やはり甲の言ひ分を聞いて、ほんとうかどうか、やつぱり多少調べるわけでしょう。調べる過程で、実はお前よりもこの乙のほうがもっと深いじゃないか、関係者というものはどうせつながらいてるわけですから、そういう場合もあり得るわけですね。ところが、乙のほうがほんやりしておつて、あるいはまた氣持の上から、特にそういうことまでやりたくない、また甲がすでにそんな申し出てゐるのに、それを排除するやうな、争つてまでというやうな氣持のある場合もあるでしようし、だから、裁判所が積極的に探して歩くということまでは、そこまでは必要ないでしようが、しかし、法律で定められた短期間の間に、しかも、裁判所がこの条文を運用しておる過程においてでも、やつぱり案外こんなことが知れる場合もあるのじゃないか、もっと適切な人が。そういう場合には、この条文だけでいくと、裁判所が、どうも氣の毒だ、ここに申し出てきてゐるのはちよつとひど過ぎるといつた感じを持つても、処理しにくい。そういうことになれば、まあ扱ひとしては、結局多少の関係があつても、その申し出人には与えないということになるのかもしれない。しかし、それではちよつと改正の趣旨にほんとうにはやつぱり沿ふぬと思つてゐるわけですね。そういう点を申し上げてゐるわけですがね。この条文はこのままでもいいと思つて。これにプラスを考へる余地を残したほうがいいのじゃないか。

○政府委員(平賀健太君)　少しへ理屈になるかもしれぬと思つてございませうが、この条文をこのまま生かしておきまして、さらに職権というものを加へると、こういう場合が生じやしないかということがおそれられるのでございませう。これは、三カ月内に請求すればいいというのでありますから、家庭裁判所としては、何人出てくるかわかりませぬので、三カ月待つて、請求が出そろつてから、財産をやるかどうかということを検討しなくちゃならぬことになると思つてございませう。で、三カ月の期間の終わりがらになつて請求する者も出てくるかもしれませぬので、どうしても、家庭裁判所が、特別縁故の者、あるいは財産を与へること適當かどうかということの判断に、さらにその後相當期間がやはりかかるわけございませう。調査の期間がその後さらに要るわけございませう。それが、その調査期間中に、実は私も特別縁故者でありますから、何とかしてもらいたいと言つてきた場合に、もう請求はできませんから、そういうふうな事實上申し出があつた場合に、家庭裁判所は職権でもやれる、ほんとうに特別縁故者であり、相當と認める場合には、職権でもやはりやらなければならぬ、やつてもやらなくてもいいというものでなくして、相當と認められらるものであれば、やらなければならぬことになるわけですね、そういうものになるのだろつと思つてございませう。そういう申し出が次々に出てくるというやうな事態をやはり考へなければいけない。果てしがない、いつ終止符を打つていいかというところがなかなか出てこないというやうな場合も出てきやしないかということで、手続上の理

由で、こういうやうに請求一本にしつた一つの理由なのでございませう。それからなお、後見人の職権介入というやうな道も今度の改正では入つておりますが、これはまた、別の理由でそういう改正を加へたのであります。その他では、家庭裁判所もやはり裁判所なので、請求を待たずに何らかの裁判をするというものは、他にはあまり例がないのでございまして、現に離婚の場合の財産分与なんかの場合におきましても、やはり離婚をした当事者の一方が財産分与の請求をしない限りは、家庭裁判所としては、財産分与の審判をしないわけございまして、その事例との対比から言ひましても、この場合だけ職権を加へるというものは、やはり適當ではないだらうというふうには、法制審議会におきましては結論が出た次第でございませう。

○龜田得治君　そういういたしますと、特別の縁故者だと稱して、ある人が残余財産についての請求を出してきた。そこで、その裁判所で行つてゐる調べてゐる間に、もっと関係の深い人が見つかつたというやうな場合の措置というものはどういうことになるのでしよう。

○政府委員(平賀健太君)　この請求期間の三カ月内ではございませうが、家庭裁判所が事實上、お前も請求をしてはどうかというやうな勧告もできるかと思ひますが、三カ月期間経過後でありましたら、これはいかんともしがたいということになるざるを得ないわけございませう。

○龜田得治君　三カ月以前であれば、裁判所から注意するという方法があるでしよう。三カ月後にそういう事態がわかつたというやうな場合には、特別

縁故者の請求に対する裁判所の態度で
すね。これは、最終的には担当の裁判
官の判断になるわけでしょうが、いろ
いろな場合が予想されるわけですね。
そういう特別の縁故者などがさらにほ
かからずとも関係の深い者が出てこ
なければ、その請求があった者に幾ら
行く、これは普通でしょう。ところが
が、ほかから事実上現れたために、
どうも気持ちの上で裁判官として割り切
れぬものがあるといったような場合に
は、現われなければ与えたであらうと
いうようなものを押えるような態度は
とつていいのですか、悪いのですか。

○政府委員（平賀健太君） それは、具
体的なケースによっていろいろ考えら
れるわけですが、たとえば、
内縁の妻なんかは請求しないで、それ
に比較すればもっと関係の薄い者だけ
が請求してきた。そういう場合であり
まして、内縁の妻は、私は要らない
というのもあるかもしれませんし、内
縁の妻には与えないで、より関係の薄
い者に与えるということも、これはご
ざいまいし、あるいは、亀田委員
の今仰せのように、内縁の妻が実はほ
しかったのだけれども、この期間を逸
してしまったという場合に、その辺
は、多少裁判所の判断に影響を及ぼす
ということはあるかもしれません。こ
ういふことは考えられないことはい
ないと思います。でありますから、遺産の
全部でなくて、一部しか与えないとい
うこともあり得るかとも思うのでござ
います。これは具体的ケースによつ
て判断されることで、一がいには申せ
ませんけれども、とにかく請求の期間
内に申し出てきた者が、この法律の考
えております特別縁故者であり、しか
も、その者に財産を与えることが本来

相当であるというような場合でありま
したら、後日になって、より強い、よ
り縁の深い者が現われたとしても、先
に、請求期間内に申し出た者に全然与
えないというようなことにはならぬと
思うのでございます。

○亀田得治君 三カ月という、非常
に期間としては短いですがね。こう
いう法律の条項でいけば、一日おくれ
たつて、もう権利はないわけだ。非常
な不公平も想像としてはあり得るわけ
だね。一日おくれてもだめなんだ。

○政府委員（平賀健太君） この財産の分
け前をもちろなうという人は、特別縁
故者でございまして、当然これは被相
続人の死亡を知つておると見なければ
ならないと思います。財産管理人が選
任されますが、死亡と同時に選任され
るのではなく、死亡後相当期間たつて
選任された上で、選任の公告がなされ
て最長限度十カ月あるわけでありま
すから、それにさらにこの三カ月をプ
ラしたしますから、これは、死亡後か
ら相当期間がございまして、三カ月と
ございましてけれども、この三カ月の期
間が始まる前でも、これは請求したつ
ていいわけでありまして、三カ月で
は短きに失するということはないだろ
うと思うのでございます。

○亀田得治君 もう一点だけお聞きし
ておきますが、このより関係の深いほ
うからは請求がこないが、裁判所はそ
れをわかつておる。それから、関係の
薄い人からは正規に請求が出ておる。
そういう場合に、どうも全体から見
て公平を失する立派で、裁判所
が、その関係の薄い人からは正規に
出ておるが、お前のほうには一文も与
えない、こういう決定をした場合に

は、その請求権者の権利侵害という問
題が起るから起らないか、それはど
ういふふうにお考えですか。

○政府委員（平賀健太君） 権利侵害と
いうよりも、この法律の規定の趣旨か
ら言えば、当然全部でなくとも一部は
もらへるはずのものであるというもの
でありましたならば、それが請求が認
められませんでした場合は、不服の申し立
てができる、上級裁判所に、やはり現行
手続から言いますと、即時抗告という
ことになるかと思つております。

法律の規定としては、そういうことを
予定した規定だと私は思つてござい
ます。なお、その点につきましては、
前にも御説明申し上げましたが、家事
審判規則の中で、即時抗告の規則が定
められておると思つてございまして。

○赤松常子君 関連して。これは申し
出の三カ月の期間中に、たとえば内縁
の妻あるいは遠くに子供がいた。それ
が知つて請求した場合に、その三カ
月は待つわけですね。三カ月中に二
人、三人申し出るかもしれないね。
そうすると、その三カ月は待つても
らえるわけですね。待つわけですね。
あるいは二人申し出る。三人申し出
る。子供が二人も三人も方々にいた。
内縁の妻もいた。それを知つて、続々
申し出たという場合に、一番先申し出
たというので、それに全部行くわけ
じゃないのでございまして。

○政府委員（平賀健太君） これは仰せ
のとおりでございまして、ただいま子
供というお話がございましたが、これ
は、どんなに遠くにおりましたも、子
供は相続人でございまして、子供が
おれば相続人がいないということには
なりませんので、これは全然問題にな

りませんが、内縁の妻、それからもつ
とほかの特別縁故者がほかにおると仮
定いたしますと、三カ月はやはり裁判
所は待たなくちやならぬわけで、三カ
月たないうちに、先に来た者から順
順にやつてしまふということになると
問題で、調査は始めるかもしれない
と、三カ月間待ちまして、出そろつた
ところで、だれにどれだけのやうかとい
うことを家庭裁判所としては判断する
ことになるわけでございます。

○赤松常子君 その場合、子供のこ
とはもちろんはつきりわかつておりま
す。が、財産の分配は、妻が半分、子供
は均等にするという財産の分け方がこ
こに適用されるわけですか。

○政府委員（平賀健太君） これは、妻
や子供がおる場合には相続の一般原則
でございまして、この場合は、妻や子供
なんかないわけではございませんから、
ところが、妻に準ずべき者としては、先
ほどからお話が出ました内縁の妻とい
うものが出てくるわけでございます。
内縁の妻は、これは妻と見なされて
ないので、相続権はございませんが、事
実上、これは妻に準ずるような地位を
持つてゐる。それからまた子供に準ず
るようなもの、たとえば事実上養子と
してゐるが、養子縁組みの手続をして
はいないという例がございまして、内
縁の妻と、事実上養子がおるという場
合ですと、家庭裁判所の裁判官が判断
をします場合には、これは相続の規定
も頭に置きましてそれを一つの基準に
するということ、これは考えられる
かと思ひます。

○亀田得治君 私はこのくらいにして
おきます。

○辻武壽君 私は法律専門家ではあり
ませんので、しろうとの立場からお伺
いします。ひとつわりやすくお
願ひしたいと思います。

新民法が昭和二十二年にできまし
て、昭和二十九年以来全面的に改正を
検討してゐるというお話ですが、もう
昭和二十七年で八年になる。十年一昔
と言われるのですから、相当な期間が
たつたわけですが、いまだに目鼻がつ
いていない。全面的改正というのは、
そうするといつごろを目標にして検討
されておるのか、その目標なしにやっ
ておるのか、その点をひとつお伺いし
ておきます。

○政府委員（平賀健太君） これは先ほ
ど申し上げましたように、民法全体を
通じて非常にこれは問題が多いわ
けでございまして、なかなか結論の出
にくい重要問題が多々ございまして。そ
ういふ関係で、今後なお全面的改正と
いうことになりまして、相当の期間が
要るのではないかと状況にござい
ます。それでありまして、結論の出
ました事柄で、この点はできるだけ早
い機会に改正したいと思つて改
正をいたしたい。今回はその手始めだ
というふうな状況でございます。

○辻武壽君 その点ですけれども、昭
和四十年ごろを目途にしてとか、四十
五年までにはやりたいとか、そういう
ような目標というものは置いてないわ
けですか。

○政府委員（平賀健太君） これも先ほ
ど申し上げましたような状況で、昭和
四十年ごろというふうな目標を掲げる
ことは実はなかなか困難でございま
す。そういうわけで、必要が生じまし
たつと、改正をしていくということも

は、その請求権者の権利侵害という問
題が起るから起らないか、それはど
ういふふうにお考えですか。

○政府委員（平賀健太君） 権利侵害と
いうよりも、この法律の規定の趣旨か
ら言えば、当然全部でなくとも一部は
もらへるはずのものであるというもの
でありましたならば、それが請求が認
められませんでした場合は、不服の申し立
てができる、上級裁判所に、やはり現行
手続から言いますと、即時抗告という
ことになるかと思つております。

法律の規定としては、そういうことを
予定した規定だと私は思つてござい
ます。なお、その点につきましては、
前にも御説明申し上げましたが、家事
審判規則の中で、即時抗告の規則が定
められておると思つてございまして。

考へるべきではなからうか。今回はその第一回でございまして、部分的な改正の審議をお願いしている次第でござい

を相続する義務があるのですか。

分の二を二人で平等に相続しますの

者、なくなつた人の妻の相続分とい

ことで改めたのでございまして。

〇政府委員(平賀健太君) 現行法にお

〇政府委員(平賀健太君) 衆議院の会議録に株分け

〇政府委員(平賀健太君) 株分け説と

〇政府委員(平賀健太君) 現行法の解

〇政府委員(平賀健太君) 夫婦養子、

〇政府委員(平賀健太君) 現行法にお

〇政府委員(平賀健太君) 衆議院の会議録に株分け

〇政府委員(平賀健太君) 株分け説と

〇政府委員(平賀健太君) 現行法の解

〇政府委員(平賀健太君) 夫婦養子、

〇政府委員(平賀健太君) 現行法にお

〇政府委員(平賀健太君) 衆議院の会議録に株分け

〇政府委員(平賀健太君) 株分け説と

〇政府委員(平賀健太君) 現行法の解

〇政府委員(平賀健太君) 夫婦養子、

〇政府委員(平賀健太君) 現行法にお

〇政府委員(平賀健太君) 衆議院の会議録に株分け

〇政府委員(平賀健太君) 株分け説と

〇政府委員(平賀健太君) 現行法の解

〇政府委員(平賀健太君) 夫婦養子、

〇政府委員(平賀健太君) 現行法にお

〇政府委員(平賀健太君) 衆議院の会議録に株分け

〇政府委員(平賀健太君) 株分け説と

〇政府委員(平賀健太君) 現行法の解

〇政府委員(平賀健太君) 夫婦養子、

〇政府委員(平賀健太君) 現行法にお

〇政府委員(平賀健太君) 衆議院の会議録に株分け

〇政府委員(平賀健太君) 株分け説と

〇政府委員(平賀健太君) 現行法の解

〇政府委員(平賀健太君) 夫婦養子、

〇政府委員(平賀健太君) 現行法にお

〇政府委員(平賀健太君) 衆議院の会議録に株分け

〇政府委員(平賀健太君) 株分け説と

〇政府委員(平賀健太君) 現行法の解

〇政府委員(平賀健太君) 夫婦養子、

〇政府委員(平賀健太君) 現行法にお

〇政府委員(平賀健太君) 衆議院の会議録に株分け

〇政府委員(平賀健太君) 株分け説と

〇政府委員(平賀健太君) 現行法の解

〇政府委員(平賀健太君) 夫婦養子、

〇政府委員(平賀健太君) 現行法にお

〇政府委員(平賀健太君) 衆議院の会議録に株分け

〇政府委員(平賀健太君) 株分け説と

〇政府委員(平賀健太君) 現行法の解

〇政府委員(平賀健太君) 夫婦養子、

〇政府委員(平賀健太君) 現行法にお

〇政府委員(平賀健太君) 衆議院の会議録に株分け

〇政府委員(平賀健太君) 株分け説と

〇政府委員(平賀健太君) 現行法の解

〇政府委員(平賀健太君) 夫婦養子、

〇政府委員(平賀健太君) 現行法にお

〇政府委員(平賀健太君) 衆議院の会議録に株分け

〇政府委員(平賀健太君) 株分け説と

〇政府委員(平賀健太君) 現行法の解

〇政府委員(平賀健太君) 夫婦養子、

〇政府委員(平賀健太君) 現行法にお

〇政府委員(平賀健太君) 衆議院の会議録に株分け

〇政府委員(平賀健太君) 株分け説と

〇政府委員(平賀健太君) 現行法の解

〇政府委員(平賀健太君) 夫婦養子、

〇政府委員(平賀健太君) 現行法にお

〇政府委員(平賀健太君) 衆議院の会議録に株分け

〇政府委員(平賀健太君) 株分け説と

〇政府委員(平賀健太君) 現行法の解

〇政府委員(平賀健太君) 夫婦養子、

んですから、これは一番財産をもらえ
る権利が強いような気が普通ではする
のですがね。それがもらえないように
なっているというのは、何となく不合
理な気がするのですが、そういう点は
今度の民法改正で根本的に検討される
条項になっているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、先
ほども申し上げましたように、これは
養子縁組み制度に関するやはりこれは
一つの問題なのでございまして、事実
上これは孫であるが法律上は孫ではな
い。これははたして妥当であろうかと
いうことは、これは確かに問題になる
わけでもございまして、法制審議会にお
きましてその点はやはり問題になっ
ておりまして、これは今後のやはり検
討の一つの課題となるものでございま
す。今回はその点は現行法どおりで手
を触れていないわけでございます。

○辻武壽君 では、九百五十八条の三
のほうの、先ほど問題になっておりま
したが、相続人が存在しない場合、家
庭裁判所の裁量で特別縁故者に相続財
産の全部または一部を与える道が開か
れたという規定ですが、特別な縁故と
いうのはこういう関係だというのはき
りした基準というものはないわけであ
る。

○政府委員(平賀健太君) これはいろ
いろな事例がございまして、その規定
だけで具体的に明確になるようなそう
いう条文がなかなかこれはできにくい
のでございまして、私どもも法制審議
会の委員の諸先生方にもいろいろ恵知
をしばっていただいたのでございま
す。この程度以上には具体的にばき
きり書きにくい。またあんまりはつき
りさしてしまひましても、これはまた

この制度の妙味もなくなるというこ
とでこういう規定に落ちついたのでござ
います。ここにございまして「被相続人
と生計を同じくしていた者、被相続人
の療養看護に努めた者」、こういう例示
があがっておりますので、これから解
釈ができるのではないかと。要するに、
言いかえまして、先ほど申し上げまし
たような内縁の妻であるとか、あるいは
は今例にお出しになりましたような夫
婦養子が子供を連れてきておる。その
子供をほんとうに孫と同じように同居
をして暮らしてきておる。そういうよ
うな場合、要すると相続人に準じて考
えてしかるべきような者、そういう者
に与える趣旨であるということがわか
るのじゃないかというところでござい
ます。規定に落ちついたものでございま
す。さらに抽象的に言いかえまして、法
律上の相続人ではないけれども、相続人
に準じて考えていいような特別な関係
があるのだ。そういうふうな言い方が
できるのだらうと思っております。

○辻武壽君 はつきりきめると妙味が
なくなると今おっしゃいましたので
すが、はつきりきめなかつたら、それ
こそわれわれも特別な関係を申し出
てきて、紛争事件がたくさん起きはし
ないかと思う。また裁判官が足りな
くなったというふうな騒ぎが出てくる
のじゃないかという心配も考えられる
わけですよ。また自分は特別な関係が
あるのだけれども、どうもあまり有利
でないという場合に、裁判官と知り合
いだからそこへ運動して、本来ならば
ええそうもないやつを獲得するとい
うような運動も展開されないこともな
いと思うわけですから、その点は、は

きりきめたほうが妙味がなくなると言
うけれども、きめないほうがかえつて
おかしくなるのじゃないかというよう
な気もするわけですが、そういう点は
どうですか。

○政府委員(平賀健太君) その点の御
懸念はごもっともでございますが、こ
れをもう疑問の余地がないくらいまで
明確にいたしますと、第一、内縁の
妻、第二、何々というふうに、やはり
列挙していかなくちゃならない。それ
からどうしてもやはりただ血縁関係が
ある、姻族関係がある、姻戚関係があ
るのだというだけでは不十分なので、
やはり家族同然、相続人に準じて考
えられるというふうなことになるべき
です。単なる血の続き柄とか姻戚関係
というだけでは、足りないもので、や
はりこれにやるのがふさわしいと思わ
れる者、そういうふうなやはり抽象的
な要件が加わってきまして、どうしても
これは規定が抽象的にならざるを得な
いのでございまして。最後にやはりこ
れは家庭裁判所の裁判官の健全な判断
にまかせる、たよるといふこと以外に
ないと思っております。民法の他の
規定でも、やはり一切の事情を考慮し
て家庭裁判所で定めるといふ規定は他
にもあるわけでございますし、家庭裁
判所の公正な判断を信頼するといふこ
とに最後は持っていかなざるを得ない
と思っております。ただし、た
だいま仰せのような、これはきわめて
例外の場合でございまして、けれども
も、そういう例外の場合もこれはない
と言えないわけでございますので、そ
ういふ場合に備えまして、やはり上級
の裁判所に不服申し立ての道を開い
て、そういう不正あるいは不当な処理

がなされた場合にはそれを救済する
という道を開く。まずそこまで手当し
ますればまあ大丈夫ではなからう
かというところなのでございまして。

○辻武壽君 それはそれとして、遺言
というものがあつた。遺言が認め
られて財産を相続できるという条件
は、どういふ条件に当てはまれば遺言
は認められるわけですか。おれは遺言
を聞いたのだというだけでは財産はも
らえないでしよう。

○政府委員(平賀健太君) 遺言につ
きましては、民法に詳細な規定がござ
います。その方式が踏んでございま
す。遺言としての効力がありません。
た、そうではなくて、法律上の遺言で
はなく、生前に、お前に自分が死ん
だらこの財産やると言つたというよ
うな場合は、これは世間にある得るこ
とでございまして、お前に自分が死ん
だらこの財産やると言うからには、何
かやはりそこに特別な縁故があつた場
合でございまして、それから、それもや
はり特別な縁故の、その者に財産を
与えることが適当かどうかというこ
とを判断して、生前よく被相続人が
その者に、生計を同じくしていたとい
うことを言つておつたといふこと
は、これはやはり九百五十八条の三
の規定の運用上考慮すべき事柄であ
ると思っております。

○辻武壽君 最後に、法規の上では当
然相続すべきであるけれども、親とし
てはとてども財産など譲れない。道義
をこころでしようがない。勘当と昔から
言われていますが、そういうことは、今
法規上では認められてないけれども、
勘当されたから財産相続できないとい
うことはあり得ますか。

○政府委員(平賀健太君) 現行法で
も、そういうふうな親を虐待するとか
なるとかいうようなことで、あの子に
は相続されたくないという場合であ
りましたら、これは相続人廃除という制
度がございます。親が死ぬ前に相続人
でなくする、相続人廃除という制度が
あるわけでございます。それから廃除
によりませんでも、あの子は親を虐待
してどうもいかぬ、財産をやりたいとい
う、ほかの子供たちにやりたいとい
う場合には、遺言でそういう趣旨を講
ずる道もあるわけでございます。現行法
ではそうなっております。

○井川伊平君 今、辻さんの御質問に
お答えになりました点を確かめておき
たいと思つたのでありますが、法律上は
遺言としての効力はない。しかし本人
が、そういうような法律上の効力のな
い形式ではあるけれども、事実上遺言
したといふことはある。こういう場合
に、その遺言によりまして財産をもら
うことの意思が表示される場合は、特
別の縁故者の中にその者が入るか、入
らないか。今のあなたの答えでは、
何かほかにやはり縁故があるからさ
うしたのであるだらうという話があつ
たが、ほかに縁故が何もなく、そうし
た法律上遺言の形式を備えてない遺言
があつた場合には、その相手方は縁故
者としてこの相続の対象になるか、な
らぬか。この点確かめておきたい。

○政府委員(平賀健太君) これは具体
的な事情いかんによることではござ
います。生前贈与したという場合も考
えられます。手続が済んでないが、贈
与の場合もございまして、それから
死んだらやるといふ、いわゆる死因贈
与という場合もございまして、贈与

と

とか、死因贈与でございましたら、そちらのほうで救済できるわけでござい

ます。ところが、そうじゃなくて、ただ遺言して、やるぞというだけでござい

ます。これは今御世のおとり、これは遺言ではないわけでござい

まして、その場合には、やはり今度の九百五十八条の三の規定の問題になる

かとも思いますが、ただやるぞと言ったというだけでは、やはり足りな

いのではないかと、やはりそれを裏づける何ものがあるのじやなからうか。

何もないのに、やるというようなことはやはり言わぬわけで、何かプラス何がしかがある場合が大部分じやなからうかと思ひますので、さよう申し上げ

ましたけれども、これは具体的な事情いかんによることでございまして、一がいにとりというふうに断定することは困難かと思ひます。

○井川伊平君 今の私の質問とあなたのお答えとの間には、客観的に裁判官が認めて特別の縁故というものをきめる場合と、そうでなくて、たまたま主観的にはその人が何か、客観的には特別の縁故であるとは思えないけれども、お前にこれは死んだときにやるのだという、法律上の遺言の形式の備わらない遺言のあった場合は、その者をやはり特別縁故と認めるかどうかという点ですな。

ことで解決がつく場合もあり得ると思ひのでござい

ます。○井川伊平君 そうすると死因贈与ということが認められる場合は格別、それが認められない場合には今言つたようなのは特別の縁故者と言ひわけには参らないと、こういうお説ですね。

○政府委員(平賀健太君) ただ口頭の遺言をしたという、ただそれだけの一事でもってでは無理ではなからうか。まあこれは具体的な事情によること

で、そう断定して、言い切つていいかどうか、これは私も自信が、確信がございせんけれども、そういう感じがいたします。

○辻武壽君 関連。今の問題ですが、私が遺言を受けた、何も証文はもらつてない。けれども、私の兄弟が知つて

いるとか、あるいはおじさんが知つているとか、その遺言を受けたことの証人になる人がそこにいたときには、特別な縁故者となり得るんじやないかと

思ひます。○政府委員(平賀健太君) まあ口頭で遺言をしたということが確實でござい

ますと、先ほども申し上げましたように、何にも縁もゆかりもない人にそういう口頭の遺言をするはずはないわけ

でございまして、単に口頭で死にぞわの枕元で口で言つたということじやなしに、何かやはりそれを言うだけのほかの事情があるんじやないか。多くの場合は、そういう場合は、特別縁故に該当する場合が多いだろうと思ひので

ござい

ます。○委員(松野孝一君) これより討論に入り。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

別に御意見もないようござい

ます。○委員(松野孝一君) 御異議ないと思ひます。ただ、こういう場合が考えられ

ます。遺言をした。方式を踏んだつもりで遺言をしたけれども、軽微な過失でその遺言というものが無効である

というようなことは、これはあり得ると思ひます。で、たまたま、これはまあ方式がなかなか厳重であります

がために、方式が履行できないために遺言が効力を有しなかつた、そういうやうな場合、これはやはり特別縁故者として、そういう問題はこれは非常に重要な要素となつて考慮されるんじやないかという

ことは言つていいと私は思ひます。○委員(松野孝一君) 他に御質疑はございせんか。なければ、本案に対する質疑は終局したいと存じますが、御異議ございせんか。

○委員(松野孝一君) 御異議ないと思ひます。さよう決定いたします。ちよつと速記をとめて。

○委員(松野孝一君) 速記始めて。

○委員(松野孝一君) たいだいま委員の異動がございしたので御報告いたします。本日付をもって秋山俊一郎君が辞任され、村山道雄君が選任されました。

○委員(松野孝一君) これより討論に入り。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

別に御意見もないようござい

ます。○委員(松野孝一君) 御異議ないと思ひます。ただ、こういう場合が考えられ

ます。遺言をした。方式を踏んだつもりで遺言をしたけれども、軽微な過失でその遺言というものが無効である

というようなことは、これはあり得ると思ひます。で、たまたま、これはまあ方式がなかなか厳重であります

がために、方式が履行できないために遺言が効力を有しなかつた、そういうやうな場合、これはやはり特別縁故者として、そういう問題は非常に重要な要素となつて考慮されるんじやないかという

ことは言つていいと私は思ひます。○委員(松野孝一君) 他に御質疑はございせんか。なければ、本案に対する質疑は終局したいと存じますが、御異議ございせんか。

○委員(松野孝一君) 速記始めて。

○委員(松野孝一君) たいだいま委員の異動がございしたので御報告いたします。本日付をもって秋山俊一郎君が辞任され、村山道雄君が選任されました。

○委員(松野孝一君) これより討論に入り。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

別に御意見もないようござい

ます。○委員(松野孝一君) 御異議ないと思ひます。ただ、こういう場合が考えられ

ます。遺言をした。方式を踏んだつもりで遺言をしたけれども、軽微な過失でその遺言というものが無効である

というようなことは、これはあり得ると思ひます。で、たまたま、これはまあ方式がなかなか厳重であります

がために、方式が履行できないために遺言が効力を有しなかつた、そういうやうな場合、これはやはり特別縁故者として、そういう問題は非常に重要な要素となつて考慮されるんじやないかという

ことは言つていいと私は思ひます。○委員(松野孝一君) 他に御質疑はございせんか。なければ、本案に対する質疑は終局したいと存じますが、御異議ございせんか。

次に改正項目の第三として、各種行政法規に規定する処分のうち若干のものについて、いわゆる裁決主義を規定したすことにしております。行政事件訴訟法案第十条第二項は、取り消し訴訟において原処分の取り消しの訴えをもつて本則とする建前をとっております。

改正項目の第四といたしまして、各種行政法規における損失補償の額等を争う訴訟についての規定を整備いたしております。これらの訴訟につきましては、土地収用法、特許法等最近の立法にかかるとものでは、起業者等実質上の当事者を被告とする旨を定め、当事

通合しないと思われずして、行政事件訴訟法により当事者訴訟の規定が整備されるこの際、それらの損失補償等の額についての行政府の決定を争う訴訟は、これをすべて当事者訴訟としたことにしたのであります。本法案における第二十六条、第三十六条、第三十九条ないし第四十一条、第四十四、四十五条、第五十六条、第五十九条、第六十一条、第六十四条ないし第六十六条、第七十三条、第八十四条、

第九十九条、第一百一条、第一百九条による改正によりあまりに短い出訴期間を適當な期間に延長するとともに、第三十九、四十条、第九十二条による改正によりあまりに長い出訴期間はこれを適當の期間に短縮することとしたしまった。なお、補償額の決定につき行政

以上が本法律案における本則の大要でございますが、これまで言及いたしませんでした第四條、第十四條、第十九、第九十一條、第一百條、第一百三條、第二百二十條による改正は、いづれも單に行政事件訴訟法案または本法律案の他の規定との關連等における字句の修正または準用條文の変動による整理をいたしておるものにすぎません。

最後に、附則について、申し上げま
す。

いる原処分についての訴訟については、なお、従前の例によることにいたしましたのであります。附則第四項は、本則において若干の裁判管轄といたしましたので、本法施行の際現に係属している訴訟については、なお、従前の例によることとして無用の混乱を防ぐこ

ります。附則第六項は、すでに申し上げましたように、損失補償の額等を不服とする訴訟について新たに告訴期間を定めたものがありますので、本訴訟期間行前の処分についての告訴期間を本法施行の日から起算したとしたものではあります。附則第七項は、本法案において損失補償の額等を不服とする訴訟を当事者訴訟といたしたものが数多くございますが、本法施行の際抗告訴訟として係属したしておるものにつ

が望ましいわけでございますので、改正規定は、その施行後に行なわれる選挙等についてのみ適用することとしたわけであります。

以上、簡単ではありますが、本法案の説明を終わります。説明の不十分な点につきましましては、御指摘により補足申

し上げたいと存じます。

○委員長(松野孝一君) 以上で説明は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に続行することとし、本案については本日はこの程度にとどめます。

速記を中止して下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松野孝一君) 速記を始め

て。この際、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。本院規則第三十六条に基づいて、建物の区分所有等に関する法律案について建設委員会より連合審査会の申し入れがございましたが、本法案について当委員会と連合審査会を開会することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、開会の日時等につきましては、建設委員長と協議決定いたしたいと存じますので、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

次回は三月二十七日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十一分散会